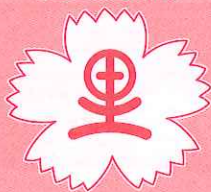


公益財団法人
全国里親会

里親だより

第91号

掲載内容

特集1 東日本大震災 被災地・避難者への

支援活動報告 *p.2 ~

特集2 里親家庭の不調の実態と支援のあり方 *p.6 ~

里親ピギナーズQ & A *p.9

里親会を訪ねて 新潟県里親会 *p.10 ~

私の養育体験 富田美奈子さん *p.12 ~

里親家庭で育った子ども 志水こころさん *p.14 ~

里親支援機関を訪ねて

家庭養護促進協会神戸事務所(その1) *p.16 ~

親族里親の生活と意見 角田睦子さんに聞く *p.18 ~

子どもを地域で育てるために 林浩康さん *p.20 ~

おすすめの本 *p.22 ~

関西から福島県に送った支援米へのお礼状 *p.24

トピックス(平成23年11月~12月)

■公益財団法人として認定されました

全国里親会は平成23年12月12日付で内閣総理大臣から公益財団法人として認定されました。公益性の高い法人と認められましたので、税制上の優遇措置を受けることもできます。

公益目的事業としては以下の6項目を掲げています。

- ①里親制度に関する調査研究
- ②里親の育成
- ③里親制度の普及啓発
- ④里親の永年表彰
- ⑤里親に関する相談指導
- ⑥災害における孤児及び里親に対する支援

■平成24年度の里親関連予算が閣議決定

平成24年度国家予算が閣議決定されました。

里親関連ではこれまで一時保護に1日当たり1,560円(乳児1,800円)の一般生活費等相当分がついていましたが、これ以外に里親手当相当分の委託費が1日2,360円つくことになりました。

ファミリーホーム関連では、賃貸物件を活用して実施する場合に建物の賃貸料の一部を措置費算定(月額10万円)することになりました。

要保護児童の自立支援についても、①就職や大学進学などのための自立生活支度費が216,510円から268,510円に改善、②児童が受ける英語検定、簿記検定など、就職に役立つ資格取得経費(55,000円)が支給されることになりました。社会的養護の充実に向けて厚生労働省の努力がうかがわれます。

■措置延長の取り組み

本紙90号で、18歳以上の措置延長について地方自治体に聞いたところ、積極的に取り組んでいる自治体はわずか8.2%に過ぎませんでした。

厚生労働省は、自立生活能力がないまま措置終了とならないよう、措置延長の積極活用を図るよう昨年12月28日付で自治体に通知しました。(児童養護施設及び里親等の措置延長等について)

措置延長の対象児童は、

- ①大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的養育を必要とする児童等、
- ②就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等、
- ③障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの、

となっています。

なお、中学卒業後に就職する子ども、高等学校等を中退して就職する子どもについても、「卒業や就職を理由にして安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要の有無によって判断すること」としています。さらに、措置を解除し就職した後、何らかの理由で離職した場合などでも、必要な場合は再措置が可能なが述べられています。

措置解除後の把握は児童相談所だけでは難しいと思います。里親も巣立った子どもたちを見守り、支援が必要な場合は積極的に児童相談所に連絡しましょう。

被災地・避難者への支援活動報告

昨年3月の東日本大震災で被害を受けられた皆様、被災地にゆかりの深い皆様に心よりお見舞い申し上げます。あの震災からはや11ヵ月……。すべての人が1日も早い復旧・復興を祈ってはいるものの、復興への具体的な道筋はまだ見えてこないのが現状です。

昨年8月に出した『里親だより99号』では「被災地からの報告」を掲載しました。今回は里親会の支援活動をご紹介します。一人ひとりができることはささやかでも、みんなが集まったら大きな力になって、何かを変えていけそうな気がしています。(村田和木)

親族里親等支援事業を岩手県から委託されました

高橋忠美（岩手県里親会会長）

東日本大震災当初、私たちは震災孤児・遺児を受け入れることに万全を期して支援していこうと思ひ、県内の里親会会員に受け入れ態勢の強化を要請しました。しかし、児童養護施設に入所したり、里親に委託される子どもは1人もいませんでした。このため、私たち里親会にできる被災児童の支援活動を模索しておりました。

ちょうど岩手県でも震災孤児を養育している方々を支援する事業を考えており、私たち里親会としても、養育者への支援は結果的に子どもたちへの支援につながると考えました。双方の考えが近かったので、事業の委託へと進展していきました。

事業を受けるにあたり、ふたつの問題に直面しました。ひとつは、里親会の現在の事務局体制では日常的な事務処理で手一杯であり、新たな事業を受け入れる余裕がないこと、ふたつ目は、対外的な事業を展開した経験がなく、事業を進めるノウハウやネットワークを持ち合わせていないことでした。

しかし、これらの問題も日本ユニセフ協会、アン基金プロジェクト、子どもの村福岡等の皆さんのアドバイスと、岩手県社会福祉協議会のご勇断により解決することができました。

第1回目の研修会は、この事業に参加できる里親を対象として「里親メンターによる里親家庭訪問」と題し、アン基金プロジェクトの菅原範子さんの講義を受けました。

2回目以降は、第1回の研修を受けたメンバーで、

宮古市、陸前高田市、釜石市、一関市に出向き、孤児になった子どもたちを養育されている方々と研修交流会を実施しました。2回目の講師は全国里親会理事の木ノ内博道さんに、3回目以降は岩手県立大学講師で臨床心理士の山田幸恵さんをお願いしました。いずれの交流会でも、参加者からさまざまな悩みや心配事が話され、その内容は十人十様であるとともに、時間とともに変わっていくことが推測できます。したがって、この事業は継続していくことが必要であると、岩手県とも共通の認識を持っています。

1月から3月にかけて、もう一度被災地を回り、養育者の皆様のニーズの把握に努め、4月以降の里親サロンの開催定例化に向けて準備中です。

親族里親を支援します——宮城県における里親会と東北大学との連携

武石晃正（宮城県里親連合会理事）

昨年11月12日、東北大学（仙台市）にて「震災子ども支援室（室長・加藤道代教授、以下支援室）」の開所式が行われました。行政や関係団体から30名近く、宮城県里親連合会と仙台市ほほえみの会（以下里親会）からも10数名が出席しました。翌週の19日には支援室と里親会が事前研修会「東日本大震災後のケアのあり方」（本郷一夫教授）を共催しました。

研修会では「異常なことが起こった後、異常な反応が生じるのは正常なことである」と被災者の震災後の感情と行動や生活ストレス等を、また支援者に求められる姿勢、期待されることなどが取り上げられました。現在は準備段階ですが、震災孤児等を養

育する家庭に訪問できるようになれば、「支援室」の臨床心理士に同行いただくなど、具体的な連携をしていく見通しです。

里親会では11月末から12月初めにかけて、親族里親から養育里親への切り替え研修のため、東部児童相談所（石巻市）へ講師を派遣しました。これらは現に震災孤児を養育している親族里親（おじ・おば）が対象で、3回の研修で延べ10余名の方々とお会いできました。今後の支援のきっかけをつかめることを期待して赴いたものの、お互い初対面だったためか、ほとんど会話ができませんでした。それでも、ある回ではお話をお聞かせいただくことができました。

一般的な養育里親であれば、生活基盤が整っている上で、マッチングを経て子どもを受け入れます。悩みや関心も養育のことが大きく占めることでしょう。しかし、震災孤児を養育している里親たちの多くは自らも被災し、避難所や仮設住宅などに住まざるをえないなど困難な環境にありました。肉親を失った悲しみも負っています。親族親戚の関係とはいえ、急に生活を共にするのは容易なことではありません。また、働き場を失うなど生活の不安を抱える方もおられます。山積する生活上の不安や問題は、子育ての悩み以前のものでしょうか。同じ“里親同士”だと思っていた身には思いも寄らない境遇で、愕然とするばかりでした。

震災で親を失った多くの子どもたち。彼らにとって人生で本当に支えが必要になるのは自立する（社会に出てから、あるいは家庭を築こうとする）時期ではないでしょうか。里親制度による自立支援は、制度上は18歳までという限界がありますが、「支援室」は対象となる児童を10年間、または成人しても支援し続けるそうです。ここに里親会が連携することで、巣立ち・ひとり立ちする子らを長く支えることができるように思われます。

放射能の心配のない安全な野菜を被災者、避難者に送りました

橋一明（福島県会津地方里親会庶務）

東日本大震災・原発事故により被災された皆様やご関係の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。1

日も早い帰宅と原発事故の真の収束を願っています。

日々のニュースや『里親だより』などから、里親・里子の被災増大を知る中、会員から「具体的な支援をしたい」との声が上がり、私たち会津地方里親会が福島県里親連合会から受託する形で、南会津産の野菜を宅配発送することとなりました。

第1便は8月の旧盆前に発送することができましたが、県里親連合会では、被災者名簿の作成にご苦労をなさったと思います。県内では、里親会員のうち14家族が仮設住宅やアパートに転居を余儀なくされました。この事業では22家族を発送対象者として把握しましたが、現在9家族がなんとか自宅に戻り生活できるようになっています。

さて、野菜はトマトなどの夏野菜を中心に、美味しく食べられる5品目以上の詰め合わせにし、8月から11月までに5回、合計108個を発送しました。

野菜の提供は、環境保全促進助成事業（全国モーターポート競走施行者協議会）に取り組んでいる環境農家が協力をしてくれました。環境農家はえぐみの少ない農産物づくりのため、生ごみを資源化し、農薬・化学肥料を使わずに栽培しています。野菜と一緒に、放射線モニタリング分析結果と案内チラシを同封し、安全・安心な野菜宅配を実現することができました。



被災者に送った野菜の詰め合わせ

生鮮野菜の詰め合わせは、皆さんに大変喜んでもらえました。特に喜ばれたのが、手荷物にすると重いキャベツです。「野菜が届いた」とお礼の電話のほかに、「皆に生かされている」と感謝を綴った葉書、キムチや豆腐、こんにゃく、お出かけ先のお土産などを送って頂くなど、被災者の生活の再建が少しずつ進んでいることを感じました。

生産者の皆さんからは、「逆に勇気づけられた」「元気を頂いた」などと、“小さな世界”（♪世界中どこ

だって、笑いあり涙あり。みんなそれぞれ助け合う、小さな世界。世界はせまい、世界は同じ、世界はまるい、ただひとつ〜) を実感できたようでした。



野菜の生産者の皆さん

「3.11被災避難者(児)支援の集い inわかやま」に行ってきました

昨年10月23日(日)、和歌山市の河南コミュニティセンターで「3.11 被災避難者(児)支援の集い inわかやま」が開かれました。主催は、全国里親会とNPO法人和歌山子どもの虐待防止協会です。この事業は全国里親会による地方支援のひとつで、全国里親会副会長で和歌山県里親会会長でもある御所伸之さんが提唱なさって実現しました。

当日は、15家族31名の避難者のほか、行政から15名、主催者、後援者、協力者及び一般参加者が合わせて43名、計89名の大きな集いになりました。コミュニティセンターの玄関口には梅干しや飲料などの支援物資が積まれ、休日にもかかわらず多くの県職員が避難者の皆さんに手渡していました。

タイトルは「みんな、あつまっぺ」(福島言葉で「みんな、集まろう」の意味)。「つれもていこら、希望の明日へ」という副題もついています。「つれもていこら」は和歌山弁で「一緒に行きましょう」という意味です。会場には「負けてたまっか」という看板もありました。オープニングでは、福島県双葉郡富岡町から避難されている佐藤勉さんから「スタッフの皆さんの細やかな心遣いが心にジーンとききました。ありがとう!」と元気な挨拶がありました。

午前11時から始まった集いには、いろいろなメニューが用意されていました。主催者挨拶のあとは、まず福引き。毛布や無農薬のレモンなど、一般から寄付された景品が提供されました。次は、ストレス

解消にもなる「スポーツチャンバラ」、白いマグカップに好きな模様や絵を描く「マイカップ作り」、法律・行政・育児・教育に関する相談コーナーも設けられました。

昼食は、紀州名物の茶がゆと福島から避難している方が作った豚汁です。昼食後、避難者だけの集まりが20分ほどありましたが、「思う存分、福島の言葉で話せたのが本当によかった」との感想を聞き、風土や文化の異なる土地で暮らす皆さんの心細さを感じました。

午後からは、しゃもじやフライパンなど台所用品を使って演奏する「アンサンブル・レネット」のコンサート。一緒に演奏したり、歌ったり、にぎやかで楽しい時間を過ごしました。午後3時すぎ、避難者を代表した大橋千代子さんからの「祖先が体験したことのない災害ですが、現実を直視して前向きに生きるしかありません。和歌山から歩み始めます」という言葉で、集いは締めくくられました。

この集いの第2弾として3月18日午後1時から、子どもの虐待防止協会が主催となり、心理ケアとしての親子ヨガ・交流などを予定しているそうです。

(報告・村田和木)



コンサート(台所コンチェルト)の様子



御所伸之さん(右)と佐藤勉さんご夫妻

福島の里親さんにお米を届けました

御所伸之（和歌山県里親会会長・全国里親会副会長）

発端は、ある方から大阪市里親会の永井利夫副会長を通じて「被災地にお米を送りたい」と申し出があったことでした。しかし、進めていくうちに、ある事情のため中断せざるを得なくなりました。

その後、永井さんが「個人として送りたい」と申し出てくださり、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会にも一部協力を得て、放射能のために米の作付けができない、地元のお米が食べられない福島県の里親さんにお米を送ろうということになりました。

品質的に安心できる和歌山県産「ヒノヒカリ」500kg（5kg詰め100袋）を、里親ルートで購入し、12月23日に福島市の里親さんである幕田好三さんが運営する保育所「小さなスプーン」にお届けすることができました。幕田さんご自身も自分で作ったお米15俵は食わずに積んだままです。

届けたお米は、福島県里親連合会の鶴川国雄会長をはじめ、役員さんの手をわずらわせながら年内に配ることができたと聞いています。

思いがけず、年明けに「元旦においしく食べました。ありがとう」などのお礼状が続々と届きました。「家が流された」「避難所を転々とした」「仮設住宅に住んでいる」「出産した里子と生まれたばかりの里孫を連れて転々と避難」「農家だが、お米や食べ物・水まで買っている」などなどの厳しい状況が書かれ、その中に「里子は元気です」とありました。

ほとんどの方が「前を向いてがんばります」と復興への決意を書いています。ささやかな支援ですが、これだけ多くの方に喜んでいただき、こちらのほうが逆にお礼をいうべきでしょう。和歌山も12号台風で大きな被害を受けて、各地から支援していただきました。「相身互い」です。里親仲間はじめ、みんなでお互い支えあっていきましょう。

注：支援米へのお礼状は24ページに掲載しました。



福島に届けたお米

「大震災子ども救援基金」の経過報告

東日本大震災1週間後の昨年3月18日、全国里親会は「大震災子ども救援基金」を設立し、被災した子どもと親を亡くした子どもを受け入れる大人を支援するための寄付を募ってきました。

基金設立直後から、多くの浄財が寄せられ、昨年12月25日現在で5,097万3,160円になっています。寄付をくださった方や団体の数は延べ1,302件、それぞれのお名前は全国里親会のホームページ上にアップされています。

6月下旬、全国里親会は、震災で両親を亡くしたお子さんを育てている方々に（片方の親を亡くした子どもを親以外の方が育てている場合は、その養育者に）、支援金を贈ることにしました。

支援金は「一時金支援申込書」（全国里親会のホームページから印字することができます）を送ってくださった方々にお宅を訪問して手渡すか、金融機関を通じて振り込んでいます。昨年12月31日の段階で、第1次支援金の7万円は181人の子どもたち、第2次支援金の10万円は130人の子どもたちを養育している方々へ贈られています。

一時金のほか、90号のトピックスでお知らせしたように、被災した里親家庭へお見舞金を贈ることにしました。現在、全国里親会事務局には、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、栃木県、北海道の各里親会を通して50件を超える申請が届いています（なお、申請は昨年未で締め切りました）。ただ、子どもたちへの一時金申し込みが、10月以降に集中して届いたことから、残念ながら90号でお知らせした見舞金の満額は出せないそうです。

事務局長の清水啓司さんは「まず、子どもたちの支援のための一時金を贈り、高校卒業後に進学や就職をする子どもたちのための支援金の確保を見定めた上で、里親家庭へのお見舞金を検討します」と話していました。

しかし、見舞金を申請した被災家庭の方々には首を長くして待っているでしょう。できるだけ早く、被害状況に応じた見舞金額を決めてほしいものです。また、「大震災子ども救援基金」がもっと増えれば、里親家庭へのお見舞金も捻出できます。引き続きの募金をお願い申し上げます。（報告・村田和木）

特集② 里親家庭の不調の実態と支援のあり方

— 「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」から

全国児童相談所長会が平成23年7月にまとめた「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」から、里親委託の不調についてご紹介します。実態を知って、どうしたら不調を減らすことができるのか、里親家庭の支援のあり方などの参考になれば幸いです。なお、この調査は児童相談所の職員が回答したもので、里親の考えとは異なる場合もあります。(木ノ内博道)

委託解除の理由

この調査は全国の児童相談所を対象に行われたもので、回収は194児童相談所(94.6%)。平成17年度から21年度までの5年間に里親委託された子ども・里親について調査、分析しています。

委託措置解除の事例647件のうち、最も多いのは「里親との関係不調以外の家庭復帰」で27.7%、次いで「養子縁組による措置解除」(22.7%)、「里親との関係不調により措置変更」(12.2%)と続きます。「満年齢による措置解除」はわずか4.9%に過ぎません。(表1参照)

報告書では、「里親との関係不調による家庭復帰」(3.9%)、「里親の問題(健康問題、家庭問題)等による措置変更」(3.9%)、「里親との関係不調により措置変更」(12.2%)、「子どもの問題による措置変更」(4.2%)をあわせて約24%、4ケースのうち1ケースが不調による措置解除として分析しています。

「不調」という用語を厳密に規定したものではありませんが、里親の健康の問題や子どもの問題による措置変更がそのまま不調であるかと言えば疑問が残ります。里親家庭では高齢者の介護や、里親自身の疾病、高齢など、養育困難になる要素は意外に多いものです。里親委託した子どもの4人に1人が不調という言葉だけがひとり歩きすると、里親希望者が恐れをなすかも知れません。

措置変更先

里親委託から解除されて措置変更となった子どもの変更先については、247事例のうち最も多いのは「その他」で45.3%を占めます。「その他」には、ファミリーホーム、知的障害児入所施設、一時保護所、自立援助ホーム、養子縁組、専門里親、医療少年院、家庭引き取り、自宅にそのまま居住、少年院、他の児童相談所へケース移管などがあります。次いで多いのは「児童養護施設」(28.7%)、「他の里親」(13.4%)と続きます。(表2参照)

「その他」45.3%のうちファミリーホームが23.5%と半数以上あり、子どもを預かっている里親家庭がファミリーホームに移行するもので、子どもの生活する場の実質的な変更はないものと考えられます。そうだとすると、措置変更は247事例ではなく189事例ということになります。

里子の対応困難さ

里子の対応困難さは年齢によってその度合いが大きく異なります。「特になし」との回答は0歳が89.5%と、対応への困難さはそれほどでもありません。1~2歳も80.6%と困難さは高くありませんが、3~6歳では65.2%とやや対応困難さが増えていき、7~12歳では46.4%と「特になし」が半数を切ります。13~15歳では27.7%と「特になし」の割合は3割弱。ところが16歳以上では29.8%とやや持ち直します。

対応困難さの内容にも年齢によって特徴があります。たとえば0歳児の場合は「病気等」が、また3~6歳の場合は「乳幼児期の試し行動」が高くなっています。

7~12歳では「反発・反抗」「発達障害」「暴力・破壊」が高くなっています。13~15歳では「反発・反抗」「里親宅への不適応」「学校への不適応・不登校」「夜遊び・深夜徘徊・無断外泊」「暴言」「生活の乱れ」「学習意欲乏しい」「情緒的不安定」など対応困難の内容も多岐にわたり、割合そのものも高くなっています。16歳以上では「反発・反抗」「里親宅への不適応」「情緒的不安定」「生活の乱れ」「夜遊び・深夜徘徊・無断外泊」など。

全体的な傾向では、中学在学中の13~15歳が最も養育困難で、複合的に問題が起こっており、非行系の問題が顕在化してきます。子どもの年齢によって支援の内容も変わってくるでしょうし、年長児の養育には支援が不可欠であると言えそうです。(表3参照)

里親の課題

里親の課題についても子どもの年齢が上がるごとに増える傾向があり、「特になし」と回答した子どもの年齢で見ると0歳は73.7%、1~2歳で82.5%。ところが7~12歳では53.6%と半数になり、13~15歳では40.4%と、6割の里親が課題を抱えていることとなります。16歳以上では54.5%と課題を抱えている里親は幾分減りますが、それでも半数が課題を抱えていることとなります。

13歳以上の年長の子どものを養育している里親の課題で割合の高いのは「里親の病気・体調不良」「高齢」「養育負担感の増加、養育拒否感」「里親と児童

の関係悪化」「偏った理解・考え」などです。

年長の子どもの養育については、里親が子どもにうまく対応できないことと里親自身が高齢化して健康などに課題を抱えることが多いようです。年長の子どもの不調が多いこととあわせて、この時期の支援の必要を感じます。(表4参照)

支援の課題

児童相談所職員による里親支援の課題について聞くと、子どもの年齢に関係なく、「児童相談所から遠く支援に限界」が最も高くなっています。きめ細かな体制、たとえば市町村域での支援が求められています。

それ以外では、やはり年長の子どもの支援の課題が多く見られます。7歳以上で高いのは「里親の悩みへの対応不十分」、「訪問支援不十分」の2項目です。

先の、年長の子どもの不調が多いことについて児童相談所も支援の不十分さを理解してはいるようです。思春期特有の課題、子どもの反抗などをどう乗り越えるか、問題が顕著になる前に里親家庭をこまめに訪問したり、里親に寄り添った対応が重要であることが分かります。(表5参照)

まとめ

この調査報告から分かることは、不調ケースを拡大してとらえていること。「里親との関係不調により家庭復帰」(3.9%)と「里親との関係不調による措置変更」(12.2%)をあわせた16.1%が一般に「不調」と考えられるケースと思われる。

また、措置の変更先では「その他」のうちの58件が措置変更を伴わない「里親家庭がファミリーホームに移行した」ことによるもので、247件の措置変更から58件を引くと189件。実際の措置変更はかなり少なくなっています。

「里子の対応困難」「里親の課題」とも13歳以上の思春期の子どもに関してであり、この年齢の子どもを養育している里親家庭への支援が望まれます。一般に里親支援としては委託直後にニーズがあると思われていますが、むしろ年長の子どもの手を焼いている里親家庭の姿が浮かび上がります。

それは支援の課題についても言えます。「児童相談所から遠く支援に限界」「里親の悩みへの対応不十分」「訪問支援不十分」は年長児童になるほど割合が高くなる傾向にあります。言うことは、児童相談所も理解はしているものの手が回らない、ということのようです。

里親サロンのような子どもたち同士のサロンをつくることも有効でしょう。海外ではフォスターユースの活動が活発ですが、国内ではそうした動きがあまり見られません。里親会の課題かも知れません。

表1 委託解除の理由

	事例(%)
里親との関係不調以外の家庭復帰	179 (27.7)
里親との関係不調による家庭復帰	25 (3.9)
里親の問題(健康問題、家族問題)等による措置変更	25 (3.9)
里親との関係不調により措置変更	79 (12.2)
満年齢による措置解除	32 (4.9)
養子縁組による措置解除	147 (22.7)
満年齢前の措置解除(自立)	12 (1.9)
子どもの問題による措置変更	27 (4.2)
その他	121 (18.7)
合計	647 (100)

表2 措置変更先

	事例(%)
他の里親	33 (13.4)
乳児院	19 (7.7)
児童養護施設	71 (28.7)
児童自立支援施設	6 (2.4)
情緒障害児短期治療施設	6 (2.4)
その他	112 (45.3)
合計	247 (100)

表3 里子の対応困難(複数回答)

	0歳	1~2歳	3~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳~
	事例(%)	事例(%)	事例(%)	事例(%)	事例(%)	事例(%)
特になし	17 (89.5)	83 (80.6)	92 (65.2)	77 (46.4)	26 (27.7)	36 (29.8)
病気等	2 (10.5)	4 (3.9)	4 (2.8)	1 (0.6)	3 (3.2)	2 (1.7)
行動活発化探索行動	0 (0)	2 (1.9)	6 (4.3)	6 (3.6)	0 (0)	1 (0.8)
乳幼児期の試し行動	0 (0)	4 (3.9)	16 (11.3)	4 (2.4)	1 (1.1)	0 (0)
養育困難	0 (0)	0 (0)	2 (1.4)	11 (6.69)	4 (4.3)	5 (4.1)
無差別愛着	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1.2)	0 (0)	0 (0)
反発・反抗	0 (0)	1 (1)	3 (2.1)	25 (15.1)	25 (26.6)	18 (14.9)
無差別愛着・反発・反抗以外の被虐待児特有の問題	0 (0)	1 (1)	3 (2.1)	9 (5.4)	5 (5.3)	2 (1.7)
発達障害	0 (0)	2 (1.9)	11 (7.8)	23 (13.9)	6 (6.4)	5 (4.1)
知的障害・知的な遅れ	0 (0)	6 (5.8)	10 (7.1)	15 (9)	9 (9.6)	12 (9.9)
里親宅への不適応	0 (0)	0 (0)	3 (2.1)	16 (9.6)	25 (26.6)	25 (20.7)
学校への不適応・不登校	0 (0)	0 (0)	2 (1.4)	13 (7.8)	17 (18.1)	17 (14)
情緒的不安定	0 (0)	2 (1.9)	4 (2.8)	13 (7.8)	16 (17)	23 (19)
虚言	0 (0)	0 (0)	2 (1.4)	15 (9)	6 (6.4)	10 (8.3)
暴言	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)	15 (9)	11 (11.7)	8 (6.6)
暴力・破壊	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)	17 (10.2)	9 (9.6)	2 (1.7)
金銭持ち出し	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (6)	8 (8.5)	9 (7.4)
性的関心の強さ	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)	5 (3)	4 (4.3)	3 (2.5)
性的関心の強さ・万引き・窃盗・家裁審判・逮捕・少年院送致以外のく犯行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4.3)	3 (2.5)
不純異性行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4.3)	8 (6.6)
万引き・窃盗	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (5.4)	8 (8.5)	11 (9.1)

夜遊び・深夜徘徊・無断外泊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13.8)	18 (14.9)
家裁審判・逮捕・少年院送致	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2.1)	5 (4.1)
生活の乱れ	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)	2 (1.2)	17 (18.1)	23 (19)
停学・退学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1.1)	10 (8.3)
万引き・窃盗以外の触法行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1.1)	3 (2.5)
過食	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)	4 (2.4)	1 (1.1)	0 (0)
排泄の問題	0 (0)	0 (0)	5 (3.5)	3 (1.8)	2 (2.1)	1 (0.8)
退行	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)	2 (1.2)	0 (0)	1 (0.8)
学習意欲乏しい	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (6.6)	17 (18.1)	9 (7.4)
精神障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.6)	4 (4.3)	6 (5)
身体障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	3 (2.1)	11 (6.6)	8 (8.5)	10 (8.3)
事例数	19 (100)	103 (100)	141 (100)	166 (100)	95 (100)	121 (100)

表4 里親の課題（複数回答）

	0歳	1～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳～
	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)
特になし	14 (73.7)	85 (82.5)	104 (73.8)	89 (53.6)	38 (40.4)	66 (54.5)
里親の病気・体調不良	1 (5.3)	4 (3.9)	6 (4.3)	15 (9)	13 (13.8)	9 (7.4)
高齢	0 (0)	2 (1.9)	4 (2.8)	15 (9)	12 (12.8)	15 (12.4)
養育負担感の増加・養育拒否感	1 (5.3)	5 (4.9)	7 (5)	27 (16.3)	17 (18.1)	13 (10.7)
仕事と養育の両立が困難	0 (0)	0 (0)	2 (1.4)	12 (7.2)	3 (3.2)	1 (0.8)
虐待・ネグレクト、およびその疑い・傾向	0 (0)	1 (1)	4 (2.8)	9 (5.4)	6 (6.4)	4 (3.3)
虐待・ネグレクト、およびその疑い・傾向以外の不適切な関わり・養育	0 (0)	2 (1.9)	3 (2.1)	6 (3.6)	7 (7.4)	2 (1.7)
養育環境の変化	0 (0)	1 (1)	3 (2.1)	4 (2.4)	1 (1.1)	1 (0.8)
里親の病死	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1.2)	3 (3.2)	2 (1.7)
介護問題	0 (0)	2 (1.9)	2 (1.4)	4 (2.4)	0 (0)	1 (0.8)
実子との関係悪化	0 (0)	2 (1.9)	2 (1.4)	0 (0)	0 (0)	3 (2.5)
経済的不安定	0 (0)	1 (1)	0 (0)	9 (5.4)	1 (1.1)	3 (2.5)
抱え込み	1 (5.3)	5 (4.9)	4 (2.8)	10 (6)	4 (4.3)	3 (2.5)
里親と児童の関係悪化	0 (0)	0 (0)	2 (1.4)	15 (9)	22 (23.4)	20 (16.5)
夫婦間の関係悪化	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2.1)	1 (0.8)
偏った理解・考え	1 (5.3)	1 (1)	7 (5)	17 (10.2)	15 (16)	11 (9.1)
里子のレベルへ合わせられない（養育力不足）	0 (0)	2 (1.9)	5 (3.5)	15 (9)	11 (11.7)	8 (6.6)
家族再統合プログラムに非協力的・妨害	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1.2)	2 (2.1)	0 (0)
里親の離婚	2 (10.5)	0 (0)	6 (4.3)	9 (5.4)	5 (5.3)	1 (0.8)
その他	2 (10.5)	0 (0)	7 (5)	7 (4.2)	5 (5.3)	2 (1.7)
事例数	19 (100)	103 (100)	141 (100)	166 (100)	94 (100)	121 (100)

表5 支援の課題（複数回答）

	0歳	1～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳～
	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)	事例 (%)
特になし	15 (78.9)	87 (84.5)	110 (84.5)	97 (58.4)	45 (47.9)	72 (59.5)
里親の悩みへの対応不十分	1 (5.3)	6 (5.8)	13 (9.2)	31 (18.7)	15 (16)	18 (14.9)
訪問支援不十分	1 (5.3)	1 (1)	7 (5)	21 (12.7)	17 (18.1)	17 (14)
保育所学校等への連携不十分	0 (0)	0 (0)	4 (2.8)	8 (4.8)	2 (2.1)	1 (0.8)
児童相談所から遠く支援に限界	2 (10.5)	8 (7.8)	13 (9.2)	36 (21.7)	25 (26.6)	23 (19)
養子縁組里親への事前の説明・研修不十分	1 (5.3)	2 (1.9)	3 (2.1)	1 (0.6)	2 (2.1)	0 (0)
その他	1 (5.3)	6 (5.8)	8 (5.7)	25 (15.1)	18 (19.1)	20 (16.5)
事例数	19 (100)	103 (100)	141 (100)	166 (100)	94 (100)	121 (100)

全国里親会からのお知らせ >>> 来年度から会費が変更になります

昨年12月10日に里親会会長会議、理事会・評議員会が開催され、平成24年度から全国里親会の会費が変更されることになりました。

全国里親会の会費は、従来、各地方里親会を団体会員として会員数に1000円を乗じた額を、それに加えて、個人会費として3000円をお願いしてまいりました。しかし、個人会員の加入が少ないため、平成24年度からは団体会費と個人会費とあわせて2000円（県の里親会の会員数×2000円）となります。なお、地域の里親会に入会しないで全国里親会にのみ入会する場合は、個人会費として年2000円を全国里親会に直接納入してください。また、賛助会員は一口3000円です。

また、里親促進事業が来年度から廃止され、従来実施してきた里親会モデル事業などは、里親支援機関事業として地方自治体の補助事業の対象となります。

会員制度は、こうした動きを見越して3年前から上記制度を採用し、実施してきたものですが、会費の納入率が改善されないため、会長会議、理事会、評議員会で検討した結果、一人当たりの会費を引き下げをお願いすることとしたものです。

里親会関係者の皆さまにはぜひご理解をいただき、ご協力をお願いします。

里親ビギナーズ

Q&A

タイガーマスク運動、あるいは東日本大震災の影響が、昨年からは里親制度への関心が高まり、里親希望者が増えているようです。そこで、そうした方々の素朴な疑問に答えていきます。(木ノ内博道)

里親になるには、親族や地域の人たちに了解をとるべきなのでしょうか？

Q 児童相談所に「里親になりたい」と相談したところ、「親族からの理解は得られていますか、子どもを受託したら地域の方々にご挨拶できますか」と質問されました。親族からの理解が得られないと里親にはなれないのでしょうか。

A まず夫婦の間でどちらかが里親になることを反対しているとしたら、里親登録はできません。実子や祖父母などに明確な反対の意思がある場合にも同様です。

子育ては多くの理解者、協力者のもとでなされるものであって、反対している人が身近にいと、子育てのなかで里親が孤立してしまうことになりかねません。孤立は虐待などにつながります。

子どもを受託した場合も、地域の人たちにごあいさつし、なにかあった場合のご協力をお願いしておきましょう。子どものいなかった家庭で、ある日泣き声などが聞こえたとしたら「誘拐かもしれない」と、近隣の人たちは怪しむことになるかも知れません。

虐待を経験してきた子どもは、社会的に逸脱行動を起こすことも多いですから、地域に理解者がいることはとても大切なことです。

里親会に入会すれば、多くの里親と知り合いになれます。各地で里親サロンも開かれていますし、周辺に理解者や協力者がいることはとても大切なことです。

ある県では車の免許証のような「里親登録証」を作っているということです。疑われたときにそれを見せるというのはいい方法だと思います。

子どもが委託されると家庭訪問があると聞きました。電話で済ますことはできないのでしょうか。

Q 子どもが委託されると児童相談所の職員が家庭訪問すると聞きました。知らない人を家庭に受け入れるのは心配です。それに育て方について疑われているようで嫌なのですが――。

A 里親支援の体制が強化され、児童相談所の職員だけでなく里親支援機関に指定された機関からも家庭訪問の申し入れがあると思います。

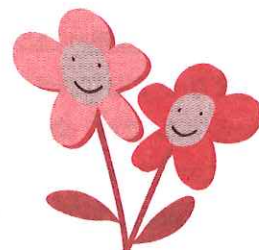
養育が適切になされているか、養育上のことで悩んでいないか、子どもは元気に暮らしているか、それらは委託した児童相談所の責任でもあるのですから、確認するのは当然のことです。むしろ養育上のアドバイザーとして積極的に活用できればよいと思います。

しかし、児童相談所の職員は人事異動もあり、違う人が次々に来るといえるのでは、信頼関係が築けないのも当然です。異動などで担当が変わる場合は一度両者に来てもらいたいものです。また、担当者は業務で訪問するわけですから、お客様扱いをする必要はありません。

里親は「家庭を提供している」という意味でプライベートな部分をもっていますが、「保護を必要とする子どもを預かっている」という公的な責任と役割も担っています。子育ての当事者であり、同時に社会的養護の支援者でもあるのです。支援者として、支援者同士がパートナーシップを構築して、質の高いケアをすることが重要です。

これまでは、ともすると養育者としての側面が強かったように思いますが、これからは社会的養護の担い手として、公的な責任の自覚が必要になってきます。

※このコーナーへのご意見、ご質問をお待ちしています。





里親会を 訪ねて

新潟県里親会

新潟県は縦に長い県です。そのため、新潟県里親会では、新潟県を5つに区切り、上越・中越・中央(新潟市も含む)・魚沼・下越の5つの支部で活動しています。各支部から支部長1名ともう1名選出し、合計10名で理事会を行っています。各支部2名の代表が、それぞれの支部で出た意見を理事会で出し合い、検討しているとのことでした。10名の理事の中から会長、副会長、会計・監査の計3名が役員として活動しています。

今回は、会長の清治玲子さん(下越支部)、会計・監査の後藤正宏さん(中央支部)、常任理事の田中芳恵さん(中越支部)に集まっていただき、里親会についてお話をしてもらいました。(三輪清子)



県(全体)里親会と各支部の活動

新潟県里親会の活動は、支部活動が中心になっています。各支部の代表が集まる理事会と年2回の広報紙(「萌木の会たより」)の発行、県全体で行う6月の県大会が主な活動です。県大会は、各支部が順番に開催する当番制にっていて、行政説明、基調講演、体験発表、分科会などが行われます。

各支部の活動はそれぞれに任されているのでやり方はさまざまですが、どの支部も毎月、あるいは隔月で、里親子交流広場(里親サロンのこと)を開催、年に何回か親子でのレクリエーションを行っています。レクリエーションでは、地引網、ぶどう狩り、紅葉狩り、バーベキューなどを行っています。会員にとって、県の行事は年に1回の県大会のみですが、各支部の横のつながりとしては、2つや3つの支部

が集まってレクリエーションを合同で行うこともあります。また、情報交換も頻繁に行われています。



新潟県の里親委託をめぐる特徴

新潟県は、里親等委託率20～30%を継続的に維持しており、全国でも常にトップクラスにあります。その理由は、新潟県が他県とは異なる特性を持っているためです。具体的には、①県が家庭的養護を優先していること②里親会が支部活動等を地道に行い、里親同士の支え合いがあること③児童相談所が地道にケースワークを行っていること④施設定員が少ないこと(乳児院が1カ所=定員35名、児童養護施設が5カ所=定員206名)の4つの理由です。



●新潟県里親会のデータ●

里親会会員数：174名(H23.5.1現在)

登録里親数：166名(H23.5.1現在)

委託児童数：64名(H23.5.1現在)

*上記は親族里親を除く。

里親会加入率(全体の登録里親数中の里親会に加入している数)：93.3%(166/178)

里親会年会費：県全体：委託里親 6500円

未委託里親 3900円

賛助会員 1000円

*それにプラスして各支部の会費がある(委託里親1～2万円、未委託里親6千円前後)

主な活動：県全体：県大会、広報紙の発行、全国里親大会の派遣など。

各支部：里親子交流広場、レクリエーションなど子どもも参加する交流会など。

会長の清治さんは、新潟県の里親の特徴として、親族里親が多いこと、また養子縁組志向が強いことをあげていました。養子縁組志向が強いという意味は、一人の子どもを大切に育て、自分の子どもとして措置解除後も継続して関わり続けたいと考えている人が多いということだといいます。清治さんは「養育里親としての目的を持って里親をすること、養子縁組を志向して里親をすること、どちらがいいとか悪いとかではないけれど」と前置きをしたうえで、「でも一人の子どもを大切にできなければ、もっと多人数の子どもを大切にするというのは難しいと思う」と話していました。田中さんも「委託率をただあげれば良いというものではないと思います。どれだけ愛情を持って質の高い養育ができるかが大切なことです」と話していました。



向かって左から、後藤正宏さん(会計)、清治玲子さん(会長)、田中芳恵さん(常任理事)

里親会の役割と悩み

会長の清治さんは「個人の悩みを共有するのが里親会だと思う」と言います。でも、田中さんが「悩みは家庭にあることが多く、それを外部の人には話せない場合もあります。話せないという気持ちもわかるけど、みんな何かしらの悩みを抱えているのだから、話してほしい」と言うように、悩みを抱えたとき、それを常に全部話せるとは限りません。

各支部では、里親たちが悩みを抱えた時に話ができるよういろいろと工夫を凝らしています。たとえば、下越支部では、里母たちの懇親会(飲み会)を企画します。清治さんは、「自分はお酒を飲めないけど、お酒がある方が打ち解けやすいことが多いのよ」とおっしゃっていました。中央支部では、昨年からは年に1回「おやじの会」と称し、里父の懇親会を開催しているそうです。ミニ講演を行い、そのあとお酒を飲む人は飲みながら自由に交流を深めるといいます。「悩んでいる人がそれを話せたり、アドバイスをもらったり……。もちろん悩みはなくても、同じ里父同士で何となく酒を飲んで、その場で一緒にいるというだけでなんかいいな、と思いましたね」と後藤さんは話していました。

「それでも話せない人のところには、出かけて行

くことが必要。そして、いつでも話して、私は聞くよという姿勢が大切」と清治さんは言います。もちろん相手との相性もあるので、「自分ではだめだな」と思った時には、他の人をお願いしたりすることもあるそうです。清治さんは今年度(2011年)会長に就任しましたが、これからの里親会を引き継いでいくことも考え、他の人にも、悩みを持っている人との相談や会員への連絡事項の伝達などを担ってもらうことによって、会長としての負担も軽減されるといいます。

また清治さんは、里親登録したときに里親会に入ってもらうために、認定式に出かけて行きます。そして、里親会について丁寧に説明し、その場で入会の承諾をもらい、連絡先を記入してもらおうそうです。児童相談所では個人情報保護のため連絡先等を里親会に教えられないからです。そうした努力によって、下越支部の里親会入会率は現在100%だといえます。

清治さんは新潟県里親会では初めての女性の会長です。全国的にみても女性の会長はまだ少ないのが現状ですが、女性ならではの細やかな配慮がそうした里親会活動に生かされているのかなと思いました。

里親制度への期待

新潟県里親会では、最近になって全国里親大会に参加しようという流れが出てきました。里親制度が近年、変化しつつあるため、どのように制度が変わっていくのか、みんな興味を持っているのだといいます。里親制度や全国里親会の動きに気を配り、積極的に参加しようという思いは強まっています。

私の養育体験

富田美奈子さん（北海道札幌市里親会）



富田治光さんと美奈子さん（撮影は子どものTくん）

子育ては、大変だけど素晴らしい

私たち夫婦が里親になろうと考えたとき、周囲の反応はおおむね反対、または慎重な意見という感じで、心から賛成という人はいませんでした。それは、私たちが既に若くない上、子育て経験がないこと、子育ては想像以上に大変だということが理由でした。そして今、周囲の心配は当たっていたと思います。子育てほど、実際にやってみないとわからないものはありません。「想像以上に大変だった」というのが正直な気持ちです。でも、それ以上に、子育てはやはり素晴らしい体験になったと思っています。

夫と二人三脚で

私たち夫婦がTに初めて会ったのは、彼の2歳の誕生日の前日、場所は今はなき道立中央乳児院（現在は民間に委託）の面会室でした。ドキドキしながら待つ私たちの前に、担当職員の方に手を引かれてやってきたのは、少し不安げな表情の男の子。その後、もう一度乳児院で会い、我が家を一度訪問してもらい、初めて会ってから20日後、Tは我が家の一員となりました。

私たち夫婦のあり方は、私がフルタイムで働き、夫が主夫をするというものです。

Tが乳児院から来た直後、私は数日仕事を休んでTと一緒に過ごしました。当たり前ですが、Tは最

初、急な環境の変化に泣いてばかりでした。唯一、立ったまま抱っこして、部屋の窓から外を走る車を見せているときだけ泣き止みました。しかし、立ったまま抱っこしてばかりもいられません。抱っこしたり、座ったり、泣くTをあやしたりを繰り返しているうち、「ちょっと抱っこをやめてみよう」と思い、彼を床に降ろしました。するとTはすごい勢いでギャーと泣き、体をのけぞらせて後頭部を床にゴンゴン打ち付けました。私はびっくりしつつも、彼の頭の下に座布団を滑り込ませ、「Tちゃん」と彼の名前を呼びながら、しばらく見ていました。すると、Tが激しく泣きながらも、私に抱きついてきたのです。これを何度もくりかえすうちに、お互いの距離が縮まっていったように思います。

その後、私は通常の勤務に戻りましたが、夫の大変さは並大抵ではなかったと思います。げっそりした夫の顔を見て「これは仕事をしている場合ではない」と、上司に話してパートタイマーにしてもらい、夫と二人三脚の子育てが始まりました。

この原稿を書くにあたり、Tが来た年の日記を読み返しました。そこから伝わってきたのは、Tの便のかたさや小さな体調の変化にも右往左往する私たち、その後続いた夫の不機嫌さと夫婦の闘い、Tの様子に幸せや成長を見出しては喜ぶ姿でした。

夫はあまり意識していなかったようですが、子育て

ての大変さはかなりのストレスになっていたと思います。その大変さを、本当の意味ではわかっていなかった私は、夫の不機嫌さに苛立ち、ささいなことでもよく喧嘩していました。表面的には、夫が理不尽なことや細かすぎることを言い、私が冷静に正論を返しているように見えます。でも、振り返ると、言葉にできない苛立ちを発する夫と、彼を支えきれない未熟な私の姿がありました。今は、夫に対して「ほんとに申し訳なかったなあ」という思いでいっぱいです。そして、自画自賛になってしまいますが、夫も私もTも、ほんとにいろんなことを乗り越えて、がんばってきたんだなあつくづく思います。

猫とのトラブル

最初の大きな悩みは、飼い猫とのトラブルでした。Tが猫の毛を抜く、耳やしっぽを強く引っ張るなどのいじめが始まって、されるがままの猫がときにはTに反撃のパンチをお見舞いしたり。大人の見ていないときに喧嘩したのが、Tの目の近くに小さな引っ掻き傷を発見して、あわてたこともありました。

Tにすれば、望みもしないのに子どもでいっぱいの乳児院から突然、よく知らない家に連れてこられ、大好きだった担当職員の方とも引き離されて、それまでとは全く違った生活が始まったわけです。そのストレスたるや、大変なものだったと思います。猫へのいじめはストレス発散のひとつだったかもしれないし、猫とのつきあい方や距離のとおり方がわからず、ぬいぐるみか動くおもちゃのような接触の仕方をしてしまった面もあるでしょう。猫にしてみれば、穏やかな余生を送っていたところに、突然、「天敵」ともいうべき幼児がやってきたのです。これまた大変なストレスだったであろうことは、猫の体重が激減したことから察しがつきます。

私たち夫婦は、いじめの現場を見たとき、注意しながらやめさせましたが、とにかく両者のストレスを減らすことが先決なので、Tとはスキンシップを多くし、猫にはTの手が届かないところに逃げ場所をつくってやりました。また、朝、猫にえさをやる役割をTにさせたり、仲良く昼寝している写真を撮って見せたりしました。Tに「猫も家族なんだよ」と話す一方で、Tがどれだけ大事な存在かを毎日言って聞かせました。そういった対策は、自分たちで考えたものもありますが、インターネットで調べたり、育児相談に行ったり、何冊も育児書を読んで得た情報もありました。とにかく、藁をもつかみたいような必死さだったと思います。

あとから考えると、私たちのとった行動はすべて、起こったことへの対策です。Tが大きなケガをしなかったのは幸運でした。「もう少し事前の対策が必要だったかもしれない」という思いと、「かといって、危険性をゼロにするのは無理だな」という思いの両

方があるというのが正直なところですよ。

5歳になったTは今でも、猫の嫌がることをするときがあります。でも、それは彼なりの愛情表現やちょっとしたイタズラというところでしょうか。その回数も格段に減り、猫の方からTにゆったりと寄り添っていくようにもなって、私たちもほほえましく見ていられるようになりました。

3人乗りの舟は進む

こんな悩みもありました。夫の外出中、私と2人きりになるとTの態度が豹変するのです。私の言うことを全く聞かず、泣いたり怒ったりしてグズグズ言います。

それが最も現れるのが歯磨きでした。長時間一緒にいる夫はある程度Tを厳しくしつけているので、その反動なのか、私を甘えられる相手と思っているのか。「わがままや自分の気持ちを出せる場として必要なのでは？」という人も多くいて、私も理屈ではそう思いながらも、その爆発的エネルギーに声を荒げてしまい、夫が帰ってきてから、「私はもうダメだ。子育てなんてもうできない」と泣いてしまったこともありました。

現在、Tと飼い猫のトラブルも、Tの態度の変容も、夫婦ゲンカも、全くなくなったわけではなく、解決したわけでもありません。ただ、回数が減ったり、時間が短くなったり、それぞれの行動も変化しています。親としても、対応の仕方の選択肢が増えて気持ちにゆとりが出たり、周囲の支えやアドバイスによって少し自信が持てた面もあります。「問題の解決」というよりは、前に比べてあまり気にならなくなってきたという感じでしょうか。ときどき再発もありますが。

今年のお正月、毎年恒例の初詣に行った際、Tに「神様に何をお願いしたの？」と聞いたところ、私の五十肩を気遣って「お母ちゃんの肩がよくなりますように」と言ってくれました。Tがこんな優しい子どもに育ってくれたことが、私たち夫婦にとって何よりの喜びです。

Tは乳児院から、たくさんの写真が入ったアルバムを持ってきました。私たちはTにそれを見せて、たくさんの大人が彼を大事に大事に育ててきたのだということをお話しました。それから、Tを産んだのは私たちではないけど、Tが来てくれてどんなにうれしく思っているかも話しています。今のところ、Tはその話を受け入れていますが、今後どう思うようになるかは未知数です。

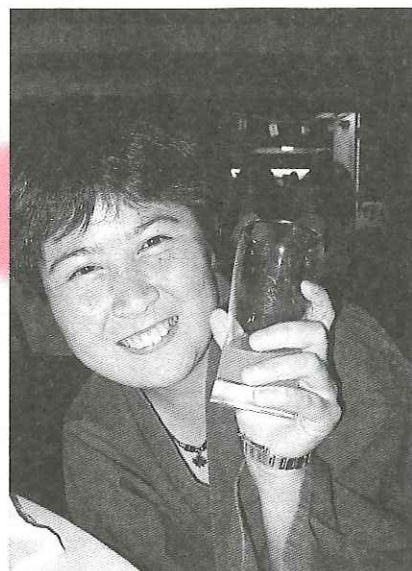
この春、小学生になるTと、まだまだ未熟な私たち夫婦。3人の乗った小さな舟は、これからもたくさんの荒波にもまれるでしょう。そのたびに3人で力を合わせながら、時にまわりの方々の力を借りながら、何とか進んでいきたいと思っています。

里親家庭で育った子ども

自分の過去を振り返って

志水こころさん (学生)

志水こころさん
(IFCO(国際フォスター機構・
ヴィクトリア大会)にて)



● 幼いころ

これは母から聞いたことですが、私は生まれてすぐに姫路にある『乳児院』という場所に預けられました。そして、そこで2歳半までを過ごしました。私を生んだ人は現在、幸せな家庭を持っていて、神戸に住んでいるそうです。私は、この話をたぶん3歳ぐらいの時に聞きました。その頃は私もまだ幼かったのでもうまく理解できませんでしたが、成長するにつれてとても悲しかったです。まるで、生みの母親が私を忘れていたみたいで。

● 小学生・中学生のころ

私は、小学校の3年生～中学校3年生までずっと、学校でいじめられてきました。いじめられる大抵の理由が、髪型でした。私は元々くせ毛で、他の人とは違う髪質だからです。そして、いじめにあうたびに自分が、この世界に生まれてきたことが嫌でした。こんな目にあうんだったら、自分がこの世の中で生きていても意味などないんじゃないかとも思いました。

中学の3年生の時に、とても信頼していた友達に急に裏切られ、訳が分からない自分は一種のパニック状態になり、自分の殻に閉じこもり、自分以外誰も信じたくありませんでした。信じようともしませんでした。

● 高校生になって

しかし、そんな気持ちや思いではいけないと思い、少しでも忘れたいという願いから、高校生になってからは、本当はすごく怖かったのですが、友達をたくさんつくり、文化系の部活にも入りました。

私の高校では、体育祭の時に有志で『よさこい』を踊るのですが、1年生の時はよさこいが終わるとすぐに1年生の学年演技があるため、よさこいに出演するのは難しいので、隅っこの方で友達と演技を見ていました。見てみると、先輩が踊っている姿はとてもカッコよくて、私も踊りたいと思いました。

そんな気持ちがあり、私は、2年生の時に初めて踊りに参加しました。よさこいを踊っているときはすごく爽快感があり、体育祭で踊り終わったときの達成感が好きで、3年生になっても参加しました。しかし、3年生で一番上の立場になったとき、後輩の2年生や1年生に、よさこいの踊りを教えなければならないことの難しさをひしひしと感じました。先輩に教わった通りのことを、私は後輩たちにうまく伝えることができず、誰かひとりに教えることが精一杯でした。私と同じように、2年生のときから踊っている他の子は教え方がうまく、たくさんの後輩に教えることができていました。それを見ていて、自分がまた嫌になりはじめ、夏休みのときに、本当はしてはいけないと分かっているが、左腕にリス

トカットをしてしまいました。それも、やっていくうちに段々と感覚がなくなり、途中からはやっているのかすら分からなくなりました。今から思えば、すごく馬鹿で愚かなことをしたなと思います。

よさこいの練習の時は、夏なので長袖を着るわけにもいかず、半袖だからリストカットの傷が見えてしまいます。私と一緒に踊っている周囲の友達からは、すごく心配され、反対もされました。「そんな馬鹿な事はしてはいけない」と。それは自分でもすごく分かっていましたが、「やりたい」という思いや気持ちが強く、自分の一種のストレス発散法みたいな感じてした。そうこうしているうちに体育祭が終わり、ついに親にもばれ、「やりたい」と思う気持ちはいつの間にか、自然と消滅していきました。

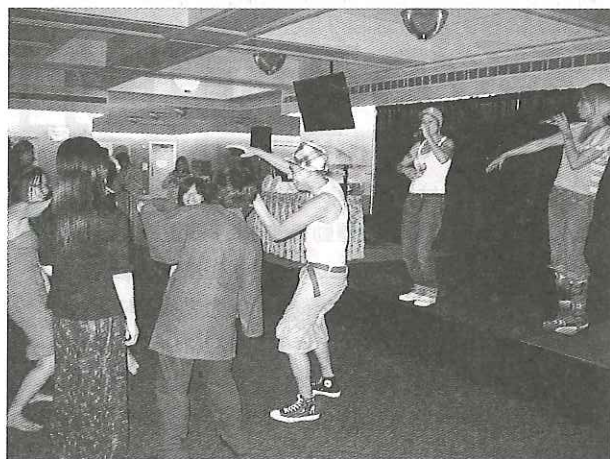
●IFCOに参加して

何となく落ち着いてきたそのような時に、母から全国里親会が主催するツアーでカナダに行こうという話がありました。バンクーバー島のヴィクトリアで開かれるIFCO（国際フォスターケア機構）世界大会に、一緒に参加しようというのです。私は、カナダには初めて行くので、友達ができるかどうかすごく不安でした。

しかし、そんな心配をしていたのがアホらしくなるくらい、日本から行った同じユース（14歳～24歳の若者のこと）の人たちと交流をしているうち、



IFCOでの日本人ユースとの交流



IFCOでのユースのお別れパーティ

あっという間に、すっかり仲良くなりました。交流を通じて、「自分はただ甘えていただけなんだ」と感じられるようになりました。他の人たちは、自分よりもっと辛い経験をしているのに、すごく楽しそうで見ている気持ち的に勇気というか、元気をもらったように感じました。「私も負けてられないな」と思いました。私は、以前にも、母とアメリカに旅行しましたが、このカナダ旅行で初めて、このような気持ちになりました。

最後の日に、世界中のユースの人たちとひとつの輪になり、ろうそくの火を順番にともしていった光景が今でも忘れられません。というより、忘れたくありません。あの日は皆と別れる寂しさで、涙がもう少しで出そうになるくらいでした。カナダに行ったことで、自分は、少しでも気持ちが新しくなり、他のユースの人達みたいに強い人間になりたいと思えて良かったです。貴重な体験を与えてくれたことに、心から感謝します。

●今の私

私は今、保育士になるための勉強をしています。この仕事が果たして自分に向いているのかは分かりませんが、たくさんの子どもたちや、その親の方々から信頼されるような人になりたいです。そして、毎日、笑って過ごせるような生活をしていきたいです。

「愛の手運動」を続けて50年

「愛の手運動」は、親に育てられない子どもたちのために里親を探し求める運動です。「家庭養護促進協会」という民間団体が中心となり、児童相談所、新聞社、放送局、そして多くの一般の人々の協力のもとに行われています。兵庫県神戸市では昭和37（1962）年から、大阪府では昭和39年から始まりました。平成23（2011）年3月末までに2258人の子どもたちが里親、または養親の家庭に迎えられています。

昨今、里親支援の重要性がうたわれ、民間の里親支援機関の創設も求められています。家庭養護促進協会は、里親や養親になることを希望する人、子どもを家庭に迎えた人たちなどに対し、いろいろな形の支援をしてきました。里親支援機関の先駆的な存在であり、

半世紀もの長い歴史を紡いできた家庭養護促進協会神戸事務所。その活動を、事務局長の橋本明さんと主任ケースワーカーの米沢普子（ひろこ）さんにお聞きしました。今号では神戸事務所の「愛の手運動」を紹介し、具体的な活動は次号でご紹介します。

（村田和木／ライター）

※写真は、右から橋本明さん、村山陽一郎さん、佐藤慶子さん、米沢普子さん、北野和香子さん（台の左端にあるのは、里親家庭で暮らすお子さんが作った紙製の龍。とてもよくできています）。



あなたの愛の手を

「愛の手運動」では、新聞・ラジオを使って里親を探しています。神戸新聞の月曜朝刊には「あなたの愛の手を」という欄（愛の手欄）があり、里親を求める子どもの写真と年齢、日常の様子が紹介されます。ラジオ関西でも、毎週日曜の朝6時～6時5分に「里親さがしの時間」が放送されています。

主任ケースワーカーの米沢普子さんは「愛の手欄は、要保護児童の紹介に大きな役割を果たしています」と話します。

「市民は子どもの紹介記事を見て、里親に申し込んだり、里親認定制度があることを知ります。また、こういう子どもが里親を求めているんだなとわかっていただけます。

紹介されるのは、長期養育が養子縁組希望のお子さんが多いのですが、週末里親を求める子どもが載ることもあります。

週末里親は月に1～2回、週末に子どもを家庭に迎えていただくボランティアです。夏休みやお正月に1週間前後、施設で暮らす子どもを家庭に迎える季節里親もあります。児童福祉法上の里親と違って、里親登録をしなくても活動できますが、私たちの協会に登録をしていただきます」

子どもたちにも知ってほしい

里親を希望する人からよく聞くのが、「里親になりたいと思ったとき、どこへ行っていいのかわからなかった」という言葉だそうです。欧米では養子縁組が身近で、家族の中に、または学校のクラスに養子がいることは珍しくないのですが、日本では血縁のない家族関係はまだまだ一般的ではありません。

「ひとり親家庭、再婚家庭、里親家庭、養子縁組家庭も、家族のひとつの形です。ただ、数が少ないんですね。小学校の間に何度も名字が変わる子どももいると聞きます。いろいろな家族があることを、学校の先生をはじめ、多くの方々にわかっていただきたいです」（米沢さん）

米沢さんは、子どもの頃から里親制度を知ってもらいたいと考えています。

「1995年1月17日に起きた阪神淡路大震災もそうでしたが、昨年3月11日の東日本大震災のように、災害などで突然、家族と暮らせなくなることは誰にでも起きる可能性があります。親をなくしたり、一時的に親と暮らせなくなったとき、子どもを守ってくれる制度があることは、大人だけでなく子どもたち自身にも伝えていく工夫や努力が必要ですね」

神戸事務所では、毎年5月5日のこどもの日に神



戸新聞紙上で「愛の手キャンペーン」を実施しています。

常に市民を向いて活動していく

家庭養護促進協会は民間団体ですから、活動資金は自分たちで集めなければなりません。以前は、収入の8割が民間からの寄付や会費だったそうです。養育里親の研修が義務化されてから、兵庫県や神戸市からの業務委託が増えましたが、それでも委託金や補助金は4割弱にとどまっています。

事務局長の橋本明さんは「民間団体は、独立性・自主性を保つのが大事です」と話します。

「行政からの補助金に頼っていると、運営は安定するかもしれませんが、でも、行政の意向や顔色をうかがうようになってしまう気がします。神戸事務所は一般市民からの寄付の割合が高いんですよ。お金の困ったことは何度もありましたが、そんなとき必ず、ポッと寄付をしてくれる人が現れるんです。それで何度救われたことか……」

4年ほど前には、車椅子に乗った高齢の女性が突然、事務所に現れ、現金の入った紙袋を2つ置いていきました。

「その方は耳が聞こえず、私は手話ができないので、直接のコミュニケーションができないんですよ。一緒に来た40代の娘さんによると、苦労しながら2人の子どもを育て上げた方だそうです。愛の手欄を初回から欠かさず読んでくれて、『いつか自分も役に立ちたい』と、40年以上もコツコツとお金を貯めてくださったそうです。名前も住所も告げず、匿名での寄付でした」(橋本さん)

数えてみたら、紙袋の中の現金は1973万円もありました。お礼状も領収証も出せなかったのが、橋本さんは「確かに受け取りました」と伝えたくて、神戸新聞のコラムに書いてもらいます。すると、今度は息子さん一家が訪ねてきました。

「女性はその後、76歳で亡くなったそうです。息子さんは『母は常々、2000万円は寄付したいと言っていました。母の意思を活かして寄付をしたい』と100万円を置いていかれました。そのときも匿名での寄付でした。個人からのそれほど多額の寄付は初めてでしたが、何十年も匿名でお金を送ってくださる方もいます。私たちは『この活動は大事や』と思う草の根の人たちに支えられているんです。だから、その人たちの思いに応える責任がある。直接の恩返しはできませんが、子どもたちのために働くことが恩返しと思っています」(橋本さん)

平成22年度の寄付金と会費収入は、約1700万円

にもものぼりました。「自分では里親はできないけれど、協会を応援することで里親と子どもを支援したい」。そういう市民の思いに支えられているという自覚から、神戸事務所は常に地域に顔を向けた活動を続けています。

『130本のテープ 週末里親17年の記録から』

(滝口美美子・文／滝口洋三・写真 32ページ 1000円 発行・株式会社エピック 2012年1月発行)

神戸事務所は、啓発・広報の一環として、出版活動を行っています。この『130本のテープ』は神戸事務所の最新刊です。

著者の滝口さん夫妻は、ダウン症のゆうき君が7歳のときから17年間、週末里親として交流を続け、たくさんのかげがえのない時間を共に過ごしました。「130本のテープ」とは、夫の洋三さんがゆうき君を撮影したビデオテープの本数です。ゆうき君は現在、グループホームで暮らしながら作業所で働き、「土曜日の天使達」というクラウン(道化師)のグループで活動をしています。

「交流を通して、ゆうき君も滝口さんご夫妻も、人間として大きくなっていったと思います。一緒に生活できなくても、学び合い育ち合える関係がある。それを知っていただきたいし、週末里親のような市民が活動しやすいメニューを提供していくのも協会の役割と考えています」(橋本さん)

昨年11月末に、ゆうき君と滝口夫妻を紹介した番組『ゆっち、25歳——週末里親と歩んだ17年間』が関西地方で放映されました。この番組を見たい方にはDVDを貸してくださるそうです。DVD及び本をご希望の方は、神戸事務所に電話かメールでお問い合わせください。



■家庭養護促進協会神戸事務所の連絡先

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通3丁目4の1
神戸市立総合福祉センター2階

電話 (078) 341-5046

FAX (078) 341-1096

Eメール: ainote@kjd.biglobe.ne.jp

ホームページ「愛の手運動 from KOBE」

http://www.5f.biglobe.ne.jp/~ainote

角田睦子さん（千葉県船橋市在住）に聞く

親族里親の 生活と意見



●●●親族里親になるまで●●●

私は昭和17年生まれ。70歳になります。長女は昭和40年生まれで、25歳で結婚。すぐ女の子に恵まれました。その子が1歳半の時に離婚して、母子家庭になりました。孫が小学1年の時、娘の乳がんが見つかって手術しました。一時は完治したと思っていたのですが、孫が小学6年の時に再発。その時にはすでに手遅れで、ほどなくして亡くなりました。

孫が中学生の頃は私も仕事をもって、生活を少しでも支えようとしてきました。高校入学のときの説明会で、先生から里親制度のあることを教えてもらいました。家庭裁判所で未成年後見人の手続きもしました。家裁から「通帳などを持ってきなさい」と言われて、4通の通帳を持っていったら、「貯金はこれだけなの。これでお孫さんの養育ができますか？」と聞かれて、お金がないと未成年後見人になれないことを知りました。

そうしたこともあって、児童相談所に親族里親の申請をしたところ、すぐ親族里親になることができました。養育費や教育費のほかに、医療費も無料になるので、経済的にはとても助かりました。娘の子を育てるのは当たり前だと思っていたので、とてもありがたかったですね。

●●●里親会のこと●●●

親族里親申請の時に里親会のあることを知って、入会しました。里親サロンなどで「赤ちゃんポスト」の話がでたり、こんな世界があるんだ、里親制度というのは大事なんだと初めて知りました。

里親会に入ったら「支部の副支部長をお願いしたい」と頼まれ、副支部長になりました。支部長が忙しい時には県の理事会にも出ることがあります。

●●●孫の養育のこと●●●

孫は高校を卒業すると推薦で短期大学に進みました。進学が決まって児童相談所に知らせたら「では延長ですね」と言っていたが、20歳まで措置延長になりました。去年の12月に孫が20歳になり、措置は解除になりました。この3月で短大を卒業します。歯科助手の就職も決まって、私も親族里親を卒業しました。

養育には手がかからなかったと思っています。中学時代は部活が忙しく、ソフトテニスで関東大会にも行きました。高校に入ってから1年生の時からバイトを2つ掛け持ちでやって、本人は「社会勉強になった」と言っています。小遣いも昼食代も私からは受け取りません。反抗期らしいものもなかったですね。

強いて言えば、押し入れと部屋の入口に大きな穴があいています。これは、娘が亡くなった後、孫が小学6年の時に足蹴りにした穴で「おばあちゃんなんて嫌い」と言われました。私も「別れたお父さんの所に行くか、死んだお母さんの所に行ってもいいのよ」と言いましたね。

娘の友人からプードル犬を預かっていて、今もいますが、この犬が孫に懐いていました。学校から帰ってくると足音で分かるんですね。犬が「今頃までなにやっていたのよ」と言うように鳴くんです。朝は「早く帰って来てよ」と言うように鳴きます。面白いですね。

それから、田舎に曾^{ひい}ばあちゃんがいるのですが、93歳の今も元気で、この子のことをとても気にかけています。私のきょうだい、それから子どもたち、亡くなった娘の妹と弟ですね。みんながよく孫の相談相手になっているようです。血のつながりが多い

ものですから、それは助けになっていますね。

私との関係では世代が違いますから、2人で買い物に行った時に知人に会ったりすると「50歳の時の子どもよ」なんて冗談を言っています。

亡くなった娘を躰けたときと同じように孫に言うとおばあちゃん、その考え方古いよ」と言われてしまいます。「人には迷惑はかけないのよ」と言うとおばあちゃん「私の命にかかわる時にはどうしたらいいの」なんて言い返します。食事もおじいさんと3人で一緒に食べようと言うと、「どうして一緒に食べないといけないの」とか言われてしまいます。高校3年生の頃でしたか。私たちは炭水化物を多く摂るでしょ。それに魚や芋の煮っ転がしとか。孫はそういうものは食べません。

●●●親族里親について●●●

親族里親という制度があって本当によかったと思っています。孫は大きな病気をせず、医療費はあまりかかりませんでした。いざという時に負担してもらえるとするととても安心でした。

こんないい制度があるのに、もっとPRして欲しいと思います。それと親族里親同士で話す機会はまったくありませんでした。親族里親同士が交流できる場があるといいと思っています。

里親会に入って、若い里親さんが頑張っているのを見ると、力になってあげられないかな、と思う時があります。養育というのは、一時だけですが、とても大変な時がありますからね。

私も里親制度のことはよく分かっていませんが、孫はほとんど分からないだろうと思います。里親会の集まりがあるから一緒に行かないか、と誘うと「忙しい」とか断られてしまいます。

私はちょうど70歳で親族里親を卒業します。も

っと年をとっていたら大変だったかも知れませんね。でも、私が70歳だからこそ、孫も一生懸命自立しようと努力したのかも知れません。

<インタビューを終えて>

角田さんは「私は不幸せの間屋」だと明るく話していました。36歳になる次女は、13年前にご主人を亡くされ、母子家庭になったということです。

なにが起こるか分からないのが人生であり、家族というものでもあります。今回の震災でも、普通に暮らしていた子どもたちの多くが、あっという間に社会的養護を必要とする子どもになっています。特別な子どもが社会的養護のお世話になるわけではないのです。セーフティネットがなければ、子どもたちは路頭に迷ってしまいます。

親族里親の仕組みがなかったら、角田さんのお孫さんも大変だったろうと思います。祖母が親族里親になることができ、措置延長も受けることができ、もちろん本人の努力もあるでしょうが、この春無事社会に巣立つことができます。

それにしても、曾おばあちゃんが存命で曾孫の心配をしているし、おじやおば、さらには甥、姪もいて、血縁に囲まれて暮らしています。どんなに心強いことでしょう。高校の先生に親族里親の仕組みがあることを教えてもらったということですが、教師が里親制度を理解しているのは頼もしいと思います。

次ページに、日本女子大の林浩康先生に原稿をお寄せいただきました。海外では親族に限らず、その子どもをよく知る大人が里親になる仕組みもあるようです。子どもが安定した環境で養育できるよう、セーフティネットを充実していきたいものです。

(インタビュー 木ノ内博道)

親族里親とは

「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境で養育することが適当と決定した場合、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、三親等以内の親族である者に子どもの養育を委託する制度」(里親委託ガイドラインより)。

そして「死亡、行方不明、拘禁等の状態」には、監護者の疾

病による入院や精神疾患により養育できない場合なども含まれるとしています。

また、昨年9月に一部改正があり、扶養義務のないおじ・おばについては養育里親とみなし、研修を義務化するとともに、里親手当が支給されることになりました。

ここで注意しなければならないのは、甥や姪から見て血縁関係にあるおじ、またはおばが亡くなったり、離婚して養育ができなくなった場合は親族里親の資格がなくなることです。

子どもを地域で育てるために ～親族里親や「地域里親」の活用を～



昨年は震災の影響もあって親族里親に関心が高まりました。親族里親を増やすためにどのような課題があるのか、海外の親族里親事情に詳しい林浩康先生に寄稿していただきました。(木ノ内博道)

日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
林 浩康さん

I. はじめに

日本では2002（平成14）年に親族里親が導入されましたが、親族の範囲や適用要件が限られていることで、活用が制限される傾向にあります。一方、里親委託率が比較的高いイギリス、アイルランド、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド（以下、「諸外国」と記す）においては里親のなかでも親族里親への委託が優先されて、しかも増える傾向にあります。社会的養護全体に占める親族里親の近年の委託割合はイギリス18.0%、アイルランド33.0%、アメリカ23%、オーストラリア40.0%、ニュージーランド35.0%であり、日本はわずか1%です。

諸外国では近年、非親族里親の確保が難しく、また子どもの同じ養育者による安定した養育、アイデンティティの保障といった子どもの発達の観点から親族里親が積極的に活用されており、委託する際の家族、親族、知人の意思決定への参画もあって、親族里親の活用が促されています。その手法として、ファミリーグループ・カンファレンスといった親族の参画によって、親族里親の可能性が検討され、活用が促されているのです。

国連による「児童の代替的養護に関する指針」にもあるように、家庭養護のなかでも身近な養育者への委託を優先し、そうした養育状況の社会的把握と支援の必要性が重要です。この場合、身近な養育者はけっして親族に限定されてはいません。そうした意味では、諸外国における親族里親とは「親族・地域里親」と表現する方が妥当かも知れません。

日本でも東日本の震災後、子どもたちは親族のみならず、近隣宅で生活していることが報道されました。こういったことは昔から、非公式には行われています。

当然のことながら、身近な人だから安心できる面

と、身近だからこそ子どもにとって危険な面が並存しています。親と親しい関係にあることで、安易に親元に子どもが戻されたりする可能性も考えられます。場合によっては、親族関係が親のストレスを促すこともあるでしょう。重要なことは、親族里親を社会的養護に位置づけるなら、それが子どもにとって最善のものとして機能するよう、社会的介入や支援のあり方が問われなければなりません。

親族を強調する背景には、イデオロギーや思想的な要素も影響しています。新自由主義思想に基づいて、家族・親族責任を強化し、経費削減策としての親族里親へのシフトという一面も見られます。親族による養育は古くから根づいており、今日においてもそうしたことは行われています。社会的養護に親族里親を位置づける動きを、家族責任主義の強化を図る親族への養育の押し付けとして否定的に捉えるか、潜在的に行われてきた親族での養育に経済的支援などのサービスを提供して、その質的向上を目的とした取り組みとして積極的に捉えるのか、立場によってその捉え方は異なってきます。

政策的な流れで親族里親を見ると、保守的親族親を強化して、親族責任を強化する一面もあります。諸外国では、「社会と家族とのパートナーシップ」という理念が児童福祉政策の基調となっていますが、これは家族責任を強調したところに特徴を見いだすことができます。こうした動向は、揺らぎ始めた子育てにおける家族や親族の再編成を目的としています。親族里親に対する慎重なまなざしも必要だろうと思います。

II. 諸外国の制度からみた日本への示唆

日本での「親族・地域里親」の具体化に向けた課題としてはいくつか挙げることはできますが、ここでは以下の2点について指摘したいと思います。



1. 親族範囲の拡大 ～「親族・地域里親」の創設～

諸外国のなかで親族里親を三親等に限定している国はなく、親族の範囲はきわめて広がっています。諸外国における親族里親は、正確には子どもにとって身近な人々によるケアであり、必ずしも親族に限定しない傾向があります。親族里親を血縁関係に限定せず、子どもと養育者との関係性を考慮して設定されているのです。子どもにとって重要なことは血縁ではなく関係性です。血縁関係が存在しても関係性が希薄である場合は、たとえ親族であっても親族里親としての意味をなさない場合があります。一方、近隣に居住する知人や離婚後親権を有しない元配偶者の親族などで子どもとの関係形成が図られている場合は親族里親として適性を有しているとも見えます。

児童養護施設入所児童のうち、実親が存在しない子どもの入所時の保護者は「その他」が最も多く40.1%、次いで「祖父母」30.5%、里親委託児の場合、「その他」32.3%、「祖父母」30.5%となっています（『児童養護施設入所児童等調査結果』厚生労働省雇用均等・児童家庭局・平成21年7月発行）。このように実親が存在しない場合、親族以外の者が保護者となっている場合が多く、親の友人・知人が保護者となっていると予測されます。

アメリカでは近年フィクティブ・キン（fictive kin＝疑似血縁）という概念が提示されて、州により多少の違いはありますが、血縁者による公的なケア（Formal Kinship Care）の適用範囲は広く、子どもと感情的交流のある名付け親（godparents）や知人というレベルまで含める傾向が見られます。それは、まず子どもにとって身近な人々によるケアのあり方を模索することが、子どもの最善の利益保障であるという考え方によるものです。

三親等の範囲外の親族や知人が養育を担える可能性があり、要支援状況にあると判断される場合も「地域里親」として迅速に認定することが、子どもの第三者への措置予防となることがあります。日本でも身近な知人による養育を社会化し、場合によっては、その知人を里親として認定可能にすることを考えてみてはどうでしょうか。

2. 親族里親要件の緩和と意思決定過程への当事者参画

現在「里親制度運営要綱」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において親族里親は、「両親等児童を現に監護している者が死亡、行方不明又は拘

禁、疾病による病院への入院等の状態」と規定されています。

諸外国では両親の状況は規定されていません。日本がこうした限定状況にあるのは、民法における親族扶養義務規定を考慮してのことですが、そうした規定が「子どもの最善の利益」を妨げる可能性があることについてどう考えればいいのか、検討の余地があると言えます。

現実には経済的課題を抱えながら養育している親族や子どもへの対応に苦慮している親族の存在があることを考えると、そうした現実にかに社会的に対応するかが問われるべきでしょう。

たしかに非公式な形で扶養義務者が養育している貧困家庭は数多くあると考えられます。そうした家庭をすべて把握して、社会的養護に包括することには限界もあるでしょう。しかし諸外国においては、かつて家族維持の一環として考えられていた「親族・地域里親」を両親の状況の如何にかかわらず社会的養護に位置づけて、社会的支援を提供する方向性に転換したことから、私たちが学ぶべきことは多いと考えられます。

先にあげた国連指針にもあるように、両親以外の養育の必要が生じた場合、社会的機関の介入に基づいて、その代替者の養育上の安全性を確認し、委託後に支援を受けることを条件に、親族里親として認定されるという仕組みなどは考えられないでしょうか。「単に経済的支援を提供することではない」という確認が社会的養護に位置づける上できわめて重要なことではあります。

諸外国では親族里親は非公式な関係性のなかで親族に養育を委ねているのではなく、社会的機関の関与に基づき委託していること、また親族の健康上、経済的課題などに対応するため、社会的養護として位置づけ、親族里親に社会的支援を継続的に提供することが社会的に要請されてきました。また、親族里親固有の支援のあり方の模索と、そのためのソーシャルワーカーの研修の必要性について指摘されています。

児童相談所を対象に行った調査結果によると、親族里親の意義として「子どもの生活環境があまり変化しないですむ」「子どもになじみがある生活、文化が保障できる」ことが認識されている一方で、「親族里親の体力や疾病などが不安」「委託の意図を理解してもらえない」「研修などに参加しない」「かわりもちにくい」といった課題が指摘されています。日本においても肯定的評価に基づき、否定的評価への対応を考慮しつつ、親族などの身近な人々の積極的活用に向けた取り組みが必要と思われます。

お・す・す・め・の 本BOOKS

おすすめの本を紹介させていただきます。新刊書に限定せず取り上げました。

加藤勝彦（編集委員）



赤毛のアン

赤毛のアン・シリーズ1
モンゴメリ著、村岡花子訳
新潮社・新潮文庫 529ページ
660円 2008年2月

「あたしをほしくないんだ。男の子じゃないもので、あたしをほしくないんだわ。やっぱりそうだったんだわ。いままでだれもあたしをほしがった人はなかったんだもの。あんまりすばらしすぎたから、ながつづきしないとは思ってたけれど、あたしをほんとに待ってくれる人なんかいないってことを知ってるはずだったんだわ。ああ、どうしたらいいんだろう？ 泣きだしちゃいたいわ」

生後3か月で母親が熱病にかかり死亡、父も母の死後4日目に熱病で死亡。その後8歳になるまで、年下の4人の子がいるトマス小母さんにひきとられますが、トマス小父さんが汽車から落ちて亡くなり、8人の子持ちのハモンド小母さんにひきとられました。2年以上たちハモンド小父さんが亡くなり、小母さんはこどもを親戚に分けてアメリカに行ってしまう、孤児院に預けられて4カ月たった時のことでした。

孤児院から男の子をもらおうと思っていたマリラ・クスバートの前に、兄のマシュウ・クスバートと一緒に立っていた、窮屈そうな、みにくい服を着て、眼を輝かし、赤い髪をおさげに編んだ奇妙なこども。それが11歳になるアンでした。自分が望まれて来たわけではないことがわかった時、がっかりした言葉がアンの口から飛び出したのでした。

「赤毛のアン」は、孤児として育った子が、行き違いから女の子を引取ることになったクスバート兄妹、地域の人達、学校の友達などを通して、カナダのプリンス・エドワード島の自然を背景に、日々の生活や気持ちの変化等を描いた物語です。

独身で子育て経験のない60歳前後のクスバート兄妹は、約50歳離れた子との生活に最初はとまどいでしたが、アンと暮らすうちに、さまざまな問題にぶつかりながらも、お互いがかけがえのない存在になっていきます。アンが屋根から落ちた時、「マリラは自分にとってアンがいかに大事な存在であったかを悟った。アンが好きだということは——それ以上にたいへんアンをかわいく思っていることはマリラもみとめはしたであろうが、……アンがこの世のなにもものにもかえられないほど、自分にとって貴いものだということを知ったのである」

また、マシュウ小父さんが、初めてアンに服を買うときの嬉しさととまどいの様子が実に新鮮です。

思春期の子とどう接したらいいのか分からない、という意見を聞くことがありますが、この本は、親子の一つのあり方を示しています。マリラは母として厳しく、マシュウは父として見守る姿勢に徹しています。アンが何かしたいと言った時でも、マリラがなかなか認めませんが、マシュウがいいんじゃないかといった具合です。思い起こせば我が家でも、娘はとても空想やおしゃべりが好きでした。その度に妻は叱り、娘はきょとんとし、私はそばでにこにこしていました。娘との付き合い方に悩んでいるお父さん、これは参考になる本です。

原題は、Anne of Green Gables（グリーン・ゲイブルズのアン）。そのまま訳せば「緑の切妻屋根の家のアン」。それがどうして「赤毛のアン」になったのでしょうか。作者は、カナダのルーシー・モード・モンゴメリ、1908年に発表したものです。日本では、1952（昭和27）年に村岡花子さんの翻訳により「赤毛のアン」として出版されました。

～花子が最後まで悩んだのは、タイトルをどうするかでした。「窓辺の少女」「窓に寄る少女」「夢見る少女」……いろいろと考えましたが、当時大学生だった、娘のみどりの「『赤毛のアン』がピッタリだわ」の意見に、思い切って若い人の感性にまかせてみようかと心に決め、カナダのAnne of Green Gablesは、1952（昭和27）年5月10日に『赤毛のアン』となって誕生したのです。～「赤毛のアン記念館」HPより

今年は、「赤毛のアン」が日本で紹介されて60年、原作が発表されて104年になりますが、何年たってもアンのみずみずしさ、その輝きは色あせていません。クスバート兄妹とアンとのやりとりは、私たち夫

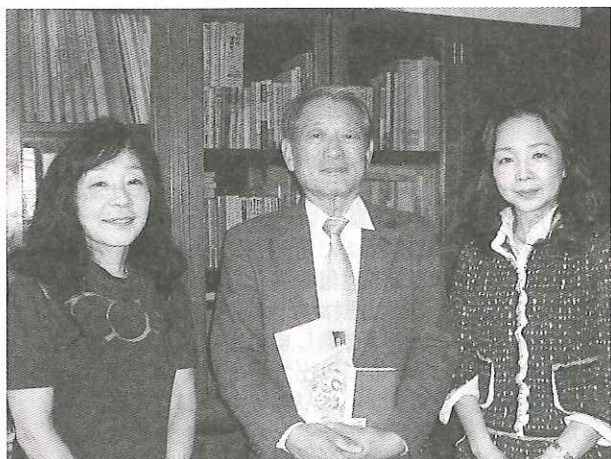
婦と子どもとのやりとりを思い出させてくれました。

昨年10月、NHK・BSにて、「赤毛のアン」「アン
の青春」「赤毛のアン結婚」「赤毛のアン 新たな
始まり」が放映されました。テレビで刺激を受け、
読み始めました。原作とは違うところがありますが、
「赤毛のアン」が長編小説ということも知りました。
新潮文庫では、赤毛のアン・シリーズが全10巻出
ています。

注：「孤児院」の表現は現在使用されませんが、本
書の表記に従いました。

●赤毛のアン募金から、大震災子ども救援基 金に寄付

赤毛のアン募金から昨年12月16日、「大震災こ
ども救援基金」に、募金活動で集めた100万円のご寄
付がありました。赤毛のアン記念館の村岡美枝さん
(赤毛のアン翻訳者、村岡花子さんのお孫さん)、赤
毛のアン発行元・元新潮文庫編集部の三室洋子さん
が全国里親会にお越しくださいました。ありがとう
ございました。



左から 三室さん 清水事務局長 村岡さん

●赤毛のアン記念館・村岡花子文庫

1991(平成3)年に村岡花子さんの自宅・書斎を、
「赤毛のアン記念館・村岡花子文庫」の場所として開
設されました。村岡花子さんの著作物や蔵書の保存、
また同時代の児童書が保存されております。

住所：東京都大田区中央3-12-4 イングル
サイドハウス大森1階。

アクセス：JR京浜東北線大森駅下車、東急バス(蒲
田駅、池上駅、洗足池行き)で三つ目の「大田文
化の森」停留所から徒歩5分。

見学希望の場合：次のホームページから事前にご
連絡の上、ご予約ください。

http://club.pep.ne.jp/~r.miki/index_j.htm



どうして私は養子 になったの?

The facts of adoption
with love and illustra-
tions キャロル・リヴィ
ングストン：文、庄司順
一：訳、アーサー・ロビ
ンズ：絵 発行・明石書
店

48ページ 1050円
2003年12月初版、
2011年4月2刷

川崎市あゆみの会会長で、青山学院大学教授の
庄司順一さんがご逝去されたのは2011年1月17日
です。その後、3月11日に東日本大震災が起こり、
多くの方が自分の生き方、社会のあり方を考えなが
ら早1年がたちました。その間、ご家族の要望で庄
司さんが訳した本の2刷が出ました。それが「どう
して私は養子になったの?」です。

「この本は、養子の子どもに養親(育ての親)が
『自分たちは血のつながりのない親子である』こと
を伝える、いわゆる『真実告知』の問題を、絵本と
いうかたちで述べたものである」とあとがきにあり
ます。子どもが感じると思われるさまざまな問いに
答える、考えを述べる形式をとっています。

「あなたは だれなのでしょう」「ちょっと赤ち
ゃんの話をしてみましょう」などから始まり「そろそ
ろ まじめな話をするところにきました」になると
「あなたを生んでくれたお母さんとお父さんは あ
なたが今いっしょにいる家族とはちがうのです」と
ストレートに話が進みます。

さまざまな例を引き合いに出しながら、子どもに
対するお母さんとお父さんの積極的な働きかけ、子
どもを大事に思う気持ちをはっきり出しています。

その後、子どもの立場から12項目にわたる質問
が出され、回答しています。

絵本形式を取っているのも、とても読みやすい文
章ですが、じっくり読むと中身の濃い内容です。肩
の力を抜いて、気持ちを楽に読んでください。

これから真実告知を考えている方、真実告知をし
た方、どうかこの本を読んでみてください。子ども
と向き合ってください。お母さんとお父さんの気持
ちを整理してみたいはかがですか。ここで語られて
いることを、夫婦で話し合ってみてください。この
本は、子どもを大切に考え、ご夫婦を大切に考
えている里親の皆さんに送る、庄司さんからのメッセ
ージです。

お米を届けた御所伸之さんに、 支援米のお礼状が届きました。抜粋してご紹介します。

福島県里親連合会の鶴川国雄会長やほかの皆さんにお渡しした名刺から、私の住所氏名が分かったものと思います。お礼状を読みながら、涙が流れて止まりませんでした。こちらこそ感謝申し上げます。(御所伸之)

◆南相馬市 Iさん

このたびはお米を送っていただき、有難うございます。思わぬお年玉となりました。皆様の温かい心を忘れず、一歩ずつ進んでいこうと思えます。

◆いわき市 Eさん

この度は、心温まる支援米を送っていただき、有難うございました。ここは第1原発から20～30km圏内だったので、しばらく会津に避難していました。命は守られたものの、家・車を流されて、郡山等に避難している姉家族は90歳になる義父も一緒なので、私達よりも大変な状況です。海側の同じ部落の方々も多数亡くなっています。新しい年は、いい年になって欲しいです。

◆郡山市 Mさん

(ご夫婦と小学3年男児の連名)

良き新年をお迎えのことと思えます。私達も仮設住宅にて新年を迎えております。でも、お正月という気分にはなれません。富岡町にあるわが家は地震で半壊、放射能では家が20km内にあるため、いつわが家に帰れるかは分かりません。今では、子どもも何とかこちらの小学校になじんでくれたので、一安心しております。家族みんなが無事であったことが何よりだと思っています。

◆南相馬市 Oさん

私達親子3人は放射能が心配で、新潟県妙高市に避難しました。1ヶ月間避難して、地元の小学校がいつ再開するのかわらなかったので、一時、妙高市の小学校に転入しました。でも、子どもが「南相馬市の小学校に戻りたい」と言うので、4月21日に帰宅しました。おいしいお米有難うございました。とってもおいしいです。

◆田村市 Yさん

先日は、思いがけないお米が届き、家族で喜んでおりました。色んな方々よりお見舞いの言葉や励ましの言葉を頂き、心強く今も送っております。

私達の家は、原発より20km圏内に

あるため、立ち入ることが出来ませんが、家族でこの大変な時を乗り切ろうとしています。皆様の一言が大変な支えとなっています。本当に有難うございました。

◆南相馬市 Sさん

暮れの12月25日、10ヶ月の避難生活に終止符を打ち、自宅で正月を迎えました。大晦日に県里親会を通じて支援のお米が届きました。早速ご飯にして元日の朝食べました。香りといい、とても美味しく頂き、有難うございました。

原発の関係で、当市は水田作付け禁止だったため、農家ながら米を買う、米ばかりでなく食べ物全て、水も買います。当市は合併に伴って海岸線が長く、被害も県内一番で死者数は636人、今もって10名が不明です。

わが家では、南三陸町に住む元里子が出産のため、たまたま里帰り中でした(そのために流されずにすんだ)、2月16日に女児が誕生し、1ヵ月もたらずに原発が爆発……。息子からすぐ避難を促され、3月13日から名古屋へ。しかし、名古屋は福島からあまりにも遠く、3月27日から山形県鶴岡市の雇用促進住宅に孫共々4人でお世話になり、その間、自宅の壊れた石倉や母屋、納屋などを修理し、最後に残っていた屋根瓦の修理もやっと終わりました。

見えない放射能との戦いがこれから続きます。誰のための解除収束なのか。地元民の為でないことだけは分かっています。除染など、里山を丸裸にしない限り無理な話。でも頑張ります。有難う。お礼まで。

◆二本松市 Oさん

私達親子は、原発事故により昨年3月より避難中で、いつ自宅に戻れるかわからない状態です。しかし今後、希望を持って戻れることを期待し、頑張ってお参ります。

◆いわき市 Nさん

このたびは、支援米を戴きましてありがとうございました。いわきも

大震災と原発事故で大変ですが、みんながんばっています。本当にありがとうございました。

◆いわき市 Wさん

この度は、お米を送っていただき、ありがとうございました。皆様のお気持ちありがたく思っております。避難先でなんとか落ち着いた生活ができるようになりました。預かっている子も元気に生活しています。

◆いわき市 Hさん

この度は福島県里親会を通じて、安心して食べることでできる和歌山の新米をいただきました。ご支援を感謝申し上げます。今年の冬は一段と寒そうです。ご自愛下さいませ。

◆田村市 Sさん

この度の福島第一原子力発電所事故に際しまして、貴重なお米を賜りまして誠に有難うございました。

私共は、福島第一原発より30km圏内に住んでおりましたので、緊急時避難準備区域として避難を余儀なくされておりました。9月に一応避難は解除という形になったのですが、除染がまだ全然進んでおらず、障害のある老母を抱えた私達は、帰りにくとも帰れない状態です。

復興に際しましても、他県の方々が一歩踏み出す姿を見ておられますと歯がゆくなります。故郷に帰っても作物を作ること子どもを育てることもできないのです。どこかで区切りをつけなければと思いつつ、一歩を踏み出せない状態です。

今回の事故では、全国の里親会からご支援をいただき、改めて横のつながりというか、里親会の使命の深さを知った様に思います。私達のライフワークとして里親というものに、一生たずさわっていきたく深く感じております。本当に有難うございました。

(封書には「㊟」に代わりに、大きく「感謝」と書かれてありました。)

注：お礼状は、御所さんが1月10日までに受け取ったものを掲載させていただきました。

里親だより 第91号 発行日 平成24年2月15日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：廣瀬 清蔵

編集委員：加藤 勝彦・木ノ内 博道・三輪 清子・村田 和木

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要となっている。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。また、就職後、比較的短期間のうちに離職する場合も多い。

このため、措置の終了までに自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方が重要であるとともに、自立生活能力がないまま措置解除することのないよう 18 歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施する必要があるので、次の事項に留意の上、御配意願いたい。

なお、昭和 6 3 年 3 月 2 9 日児発第 2 6 6 号厚生省児童家庭局長通知「養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」及び平成 8 年 1 月 2 9 日児家第 1 号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

1 措置延長の積極的活用について

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 1 条により、満 1 8 歳を超えて満 2 0 歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

なお、措置延長については、児童養護施設等にあってはその入所定員の範囲内で行うこととし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁の対象であること。

2 中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続について

中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること。

なお、措置解除しない場合、当該児童と他の児童とは生活形態が異なり、生活体験の差異も日々大きくなることが考えられるので、他の児童との関係において、その養育に関して施設長や里親等は十分配慮する必要があること。

3 再措置について

措置を解除し就職した後、何らかの理由により離職し、自立するに至っていない児童や、措置を解除し家庭復帰した後、再度家庭環境が悪化した児童等について、再び養護に欠ける状態にある場合には、児童相談所の児童福祉司や施設職員による訪問指導を充実させることにより、養護に欠ける状態の解消を図るとともに、必要な場合には、児童養護施設等への入所や里親等への委託の再措置を行うこと。

なお、この場合にあっては、養育の連続性の観点からも当該児童が措置解除前に入所していた児童養護施設等又は委託されていた里親等に再措置されることが望ましい。

4 児童養護施設から大学等に進学する児童等への配慮について

児童養護施設から大学等へ進学する児童等について、生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合には、満20歳に達するまでの間、法第31条を適用し保護期間の延長をすることができる。しかし、児童の状況等により当該規定を適用しない場合や満20歳に達したことで措置を解除することとなった場合で、家庭復帰等が難しい場合には、その学業が終了するまでの間、引き続き児童養護施設から通学させることは差し支えない。この場合において、食費等については実費を徴収するなど適切に行うものとする。

なお、この措置を採ることによって入所中の児童の養育の質の低下を招かないように配慮する必要がある。

5 その他

児童養護施設等においては、社会的養護の趣旨にかんがみ、年齢の高い児童を含め、様々な困難を抱えている児童等を積極的に受け入れ、自立のための支援を行う必要がある。